

資料 1

国の機関等の申請の場合の申請者と代理人の関係

	申請者名(代表者)	代理人	添付書類
国の直属機関	省(大臣)	運用機関の責任者  法令に基づく「事務委任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、大臣から機関の長への委任状は省略。	① 「事務委任規則」のコピー ② 納入先告知申出書 ③ 運用機関の責任者からの委任状
行政法人等の組織 (独立行政法人、国立大学法人など)	組織(理事長、学長、病院長など)	運用機関の責任者  法令に基づく「事務委任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、組織の長から機関の長への委任状は省略。	同上
地方自治体の直属機関	地方自治体(知事・市町村長)	同上	同上
地方自治体の公立組織	地方自治体(知事、市町村長)	同上	同上
公立の学校および幼稚園	① 教育委員会(教育長) 教育委員会が所管している学校及び幼稚園の場合	学校長  教育長から学校長への委任状は省略。	① 学校長からの委任状 ② 納入先告知申出書
	② 地方自治体(知事、市町村長) 教育委員会所管以外の者の場合	学校長  知事、市町村長から学校長への委任状は省略。	同上
	③ 学校長が免許人となる場合	知事、市町村長または教育長から学校長へ	① 学校長からの委任状

	団体扱いとなる、 学校長が交代した 時は、「免許人名 称の変更申請 (届)」が必要。	の委任状及び規約、代 表者を証明する書類 は省略される。	
登記されて いない団体 (町内会、自 主防災組織、 趣味の同好 会、運動クラ ブなど)	団体(代表者)  団体名と代表者は セットの扱いとな り、代表が変更にな った場合は、「免 許人名称の変更申 請(届)」が必要。		① 団体の名称、所在地 目的、組織等が確認 できる規約等のコピ ー ② 代表者の姓名が確認 できる役員名簿等 ③ 団体(代表者)から の委任状 ④ 必要により、納入告 知先申出書
登記されて いる団体 (財団法人、 社団法人、協 同組合、学校 法人、医療法 人、福祉法人 など)	法人(代表者)  代表者変更届は不 要。	民間企業と同じ法人 扱いとなる。	① 団体(代表者)から の委任状 ② 必要により、納入告 知先申出書

(注1) 電波利用料の請求書は基本的には免許人(登録人)の住所宛となるので、出先機関や常置場所に請求を希望する場合は「納入告知先申出書」を提出する。

「納入告知先申出書」の提出は、代理人の押印で可能。PDF等の電子媒体で提出が可能なものは、電子申請と同時提出される無線局に限ります。

(注2) 登録局の電波利用料請求は、登録番号の単位に請求されるので、常置場所単位に請求を希望する場合は、常置場所単位に登録申請と納入告知先申出書が必要となります。

(注3) すでに登録開設している無線局の一部について、納入告知先を変更することはできません。この場合は、納入告知先を変更しようとする無線設備を廃止して、新たな登録申請と当該無線設備の開設を行い、希望する送付先を記した納入告知先申出書を届け出る必要があります。